

令和元年度

第4回島根県公共事業再評価委員会議事録

令和元年9月27日(金)

島 根 県

令和元年度 第4回島根県公共事業再評価委員会議事録

件名	令和元年度 第4回島根県公共事業再評価委員会
日時	令和元年9月27日(木) 13:30～15:50
場所	島根県職員会館 健康教育室
出席者	<p>●委員 上野和広、武邊勝道、常國文江、寺田哲志、豊田知世 長廻英夫、松浦俊彦、平川眞代、三輪淳子 (敬称略)</p> <p>●県 土木部 次長、道路建設課GL、河川課長、港湾空港課GL、 砂防課GL、建築住宅課GL 他 農林水産部 参事、農林水産総務課長、森林整備課上席調整監 他 事務局 技術管理課長 他</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・令和元年度第4回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・令和元年度公共事業再評価対象事業箇所表、位置図 ・追加ご質問等一覧 ・第4回委員会(対応方針の決定) 審議フロー ・再評価委員会実施スケジュール ・公共事業再評価対象事業箇所 担当委員一覧表 ・令和元年度第1回島根県公共事業再評価委員会議事録 ・県営住宅 追加ご質問資料 ・令和元年度第2回島根県公共事業再評価委員会質疑応答 ・令和元年度第3回島根県公共事業再評価委員会質疑応答 ・対応方針(案)

1. 開会

2. 挨拶（土木部次長）

3. 議事

○（事務局）本日は、委員9名全員ご出席です。委員会設置要領第5条第2項の規定により、会議は成立しています。

<審議の方法について>

○（事務局）今日の委員会は、まずこれまでの追加質問、第2回・第3回委員会で後日回答としたご質問について、地区毎に回答を行い委員との意見交換を行います。

その後、各地区の主担当委員に対応方針への意見をいただき、担当事業課から適宜回答、次に副担当委員からのご意見をいただいて審議を進めていきます。

これを繰り返しながら、全地区を審議していきますので、よろしく申し上げます。

<議事進行>

○（事務局）この後の進行は、委員会設置要領第5条第1項の規定により、会長にお願いします。

○（会長）この度は第4回になりますが、これまで暑い中、現地調査を皆さんにお世話になり無事進んでいます。本日はこの間に出た多くのご質問についても審議を進めていきたいと思えます。

それでは、議事に入ります。本日の議事録の内容確認と署名については、委員、委員にお願いします。

（1）抽出審議箇所の審議：対応方針の決定

○（会長）今年度、再評価対象箇所は12箇所です。そのうち11箇所を抽出し、現地調査を行いました。詳細審議する11箇所について、事前に意見具申案を作成いただく各委員の担当箇所を決めています。再度、事務局から場所と委員を確認していただきます。

○（事務局）それでは、ご確認ください。

① 県営林道開設事業 足尾線：（正）委員、（副）委員

② 防災安全交付金事業 国道431号 国富工区：（正）委員、（副）委員

③ 社会資本整備総合交付金事業（主）桜江金城線 市山工区：詳細審議対象外

- ④防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区：(正)委員、(副)委員
- ⑤防災安全交付金事業 (一)匹見左鑑線 左鑑Ⅱ工区：(正)会長代理、(副)委員
- ⑥広域河川改修事業 高瀬川：(正)委員、(副)委員
- ⑦総合流域防災事業 木戸川：(正)委員、(副)会長
- ⑧地すべり対策事業 中遠田地区：(正)会長、(副)委員
- ⑨急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区：(正)委員、(副)委員
- ⑩急傾斜地崩壊対策事業 椈谷地区：(正)委員、(副)会長代理
- ⑪海岸侵食対策事業 三隅港 湊浦地区：(正)委員、(副)委員
- ⑫県営住宅整備事業 湊北台地区 大輪町地区：(正)会長代理、(副)会長

以上でございます。

○(会長)これから詳細審議に入ります。昨年度より審議箇所数が多いため、1地区当たり10分をお願いします。

【森林整備課関係】

①県営林道開設事業 足尾線

○(会長)最初に、林道足尾線について、森林整備課から追加説明はありませんか。

それでは、担当された委員からご意見ををお願いします。

○(委員)林道に関しては地元住民からの要望が非常に高く、一時落ち込んでいた島根県内の木材生産量が増えています。ネックとなっているのはインフラの整備が遅れていることです。

この林道の開設についても、予定より早く完了するよう工事を進められています。

木材に関して産業界の需要が非常に高いこと、地元住民で構成する推進協議会で積極的に事業の進捗や課題の報告が行われており、早くこの林道を開通して欲しいという要望が強いこと、この林道の40km圏内に多く製材所等があることを考えると、この林道に関する期待が非常に大きいことは現地に行って感じたところです。西部の林業・木材産業の発展のため、早急な工事の実施をお願いしたい。本事業の対応方針は継続とし、早期の開通をお願いします。

○(会長)継続していくという結論ですね。委員一人一人からお答えをいただき進めていきます。

それでは、一緒に担当された委員から、補足意見はありませんか。

○（委員）この林道の整備は、非常に長い距離ですが、これは開通しなければ成果が出ないことは、現地で確認しました。ただし、心配なのは、山は個人の所有権で造林するものですが、最近、相続をしない、所有権移転をしない不在地主が増えていることです。立派な林道ができて、後々この森林がきちんと整備されることを願っています。

○（会長）それでは、お二人の意見に関して、森林整備課から何かありますか。

僕も一つ聞いて良いですか。林道ができて通れるようになったら供用していくのですか。

○（森林整備課）林道は、完成したところから市町村へ引き渡して供用しています。現地で見られたとおり林道沿いで森林整備、木材を搬出して造林しています。工事が終わったところから順次引き渡し、林道を活用しています。

○（会長）ありがとうございます。他の委員から何かありますか。

○（委員）先ほど委員が言われた、所在者が不明な森林に対する対策は、どのようなところで実施しているのですか。

○（森林整備課）所有者の対策については、今年度から新しい森林管理システムにより全県で始めています。今まで管理されていなかった森林を市町村が森林所有者の申し入れに基づいて管理するシステムです。これには、森林環境税を活用して、申し入れのあった森林について市町村が管理していきます。

○（会長）他の委員から何かご意見はありますか。

ないようでしたら、県の方針は継続ですけれども、委員会としても継続ということでしょうか。

〔一同同意〕

【道路建設課関係】

②防災安全交付金事業 国道431号 国富工区

それでは続いて、国道431号国富工区、道路建設課から追加説明はありませんか。

○（道路建設課）ありません。

○（会長）はい。それでは、担当された委員からご意見をお願いします。

○（委員）この工区を現地調査で見せていただきましたが、交通量が多く、かつ車のスピードも出ている状況で、歩行者にとってはあまり良くない道路であるという印象を受けました。工区内には歩道が非常に狭い区間や歩道がない区間があるため、歩行者の安全な歩行環境を確保する上で、この1.76kmの歩道は必要であると思っています。

また地元でも、同盟会を組織してこの道路改良を望んでおり、地域住民の要望に沿った形でこの事業は進められていると判断できます。近年、自動車の暴走等に起因した事故が多発していることを考慮して、是非この事業を進めていただき、当該工区の歩行者の安全性確保につなげていただきたいと思います。

事業を実施するに当たって、現地調査の説明いただいた時に、内容について留意、検討していただきたいことを、2点述べます。

1点目は、歩行者の安全性の向上についてです。本事業では歩道を整備するのですが、その歩道の整備形式をお聞きしたところ、縁石を歩道と車道間に設置して整備する計画とのことでした。近年起こっている自動車事故を見ると、縁石を設置するだけでは、それを乗り越えて発生する事故も発生しており、可能であれば防護柵、フェンス等を設置して、より安全性を高めるような整備を検討していただければと思います。

2点目は事業の連携です。本事業で歩道を整備するに当たっては、路線と並行する河川の付け替えをした上で歩道の用地を確保していました。この付け替えをした河川は昨年の再評価委員会で評価対象となった湯谷川です。

2事業の関連性を聞いたところ、道路建設課と河川課で事前協議を行い、施工時期が2事業で大きくずれるため、具体的な連携がなかなか取りづらく、結果としてそれぞれの事業が独立して実施される状況になっているそうです。

将来、河川改修が本事業の区間まで進んできた際には、今回整備した護岸等の一部を取り壊して、再度整備するということですが、一旦整備したものを取り壊すのは非常にもったいない話です。今後河川改修する場合には、今回整備した護岸をできる限り有効活用して経済的な整備をしていただければと思います。最終的な判断については、歩行者の安全性確保のため継続をして進めてもらいたいと思います。

○（会長）それでは、これは道路建設課から回答いただく方がよろしいかと思います。

○（道路建設課）2つのご指摘のうち、1つ目、防護柵の設置は、現在、幼稚園、保育所等のお散歩コースの安全点検を並行して進めており、設置の必要性については、かなり高まっています。設置の基準は、まだ定めていませんが、今後、交通量や走行速度、通学路としての基準を定め、設置の検討を進めていこうと思います。

2つ目の河川整備との調整について、河川事業は河川課の所管ですが、将来的には技術的に進んだ工法も考えられます。その際には先ほどの委員からのご指摘に沿うように検討を進めてまいります。

○（会長）よろしいですか。それでは、一緒に担当された委員、補足意見がありましたら、お願いします。

○（委員）先ほど委員からありましたように、一度つくったものを再度壊すというのは、環境的にも資源の無駄遣いになります。是非考慮いただけたらと思います。

○（会長）それでは、他の委員から何かご意見はありますか。

ないようでしたら、県の方針は継続ですけれども、委員会としても継続ということでもよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

③社会資本整備総合交付金事業（主）桜江金城線 市山工区（詳細審議対象外）

④防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区

○（会長）それでは、次に、国道187号大野原工区について、道路建設課から追加説明はありませんか。

○（道路建設課）追加説明はありません。

○（会長）はい、わかりました。それでは、担当された委員、ご意見がありましたらお願いします。

○（委員）この事業は進捗状況が全体の63%に達しており、距離でいえば2.7kmのうち1.7kmが既に供用済みの状態です。実際に現地を確認させていただきましたところ、道路幅はもともと広くて、車の速度も速いという状況です。路肩に歩道が整備されていないところでは、実際、自転車の通行が車と干渉するような状況が見受けられます。一方、歩道が供用されている場所は、歩行者と車道がしっかり分離されていて、安全であることが確認できました。

現在の状況は、整備区と未整備区が交互になっている状態であり、これは是非完全に連続して、より安全性を高めて通学路としての利用や歩行者・自転車の通行の安全を確保していただきたいと感じました。以上から、継続で進めていただきたいと考えています。

○（会長）それでは、一緒に担当されている委員からご意見をお願いします。

○（委員）特にありません。

○（会長）それでは、道路建設課、委員に対して回答、意見をお願いします。

○（道路建設課）先ほどご指摘いただいた連続性について、引き続き早期に完工するよう事業を進めていきたいと考えています。

○（会長）よろしいでしょうか。他の委員ご意見はありませんか。

ないようでしたら、県の方針、継続ですけれども、委員会としても継続ということによろしいでしょうか。

〔一同同意〕

⑤防災安全交付金事業（一）匹見左鐙線 左鐙Ⅱ工区

○（会長）それでは、次は匹見左鐙線、左鐙Ⅱ工区について、道路建設課から追加説明はありませんか。

○（道路建設課）追加説明はありません。

○（会長）追加説明はないようですので、担当された会長代理からご意見をお願いします。

○（会長代理）この路線の上横道地区から中心街への日原方面は、唯一の生活道であり、上横道地区集落の住民の通勤、通学、医療、買い物等日常生活を支えていて、重要な路線で介護福祉車両、町営バスも定期的に通っているそうです。

それから、現地調査で落石箇所も確認し、周辺の迂回路も幅員が狭く、先見も悪い状態です。現状のままでは、もし大きな災害が発生した時に集落が孤立化する可能性が大きいのではないかと思います。その点から、継続は必要であると考えます。

それから将来性について、この上横道集落の人口は現在23世帯21人なのですが、近年はIターンで1世帯増えているようです。そういう点からも、この事業を継続することにより、将来、この集落に人口の減少の歯止めになるような展望もあるのではないかと思います。ということも踏まえて継続にしたいと思います。

ただ近年、局地的大雨に伴う災害が頻繁に起こっていますので、完成は令和6年ですが、既に10年を経過しているのも、この完了予定年度にかかわらず早期の完了を望みたいと思います。

○（会長）それでは、一緒に担当された委員からご意見をお願いします。

○（委員）現地を視察させていただきました。非常に狭隘で1.5車線ということで改良するということですが、唯一の生活道路であり、既に供用済みの区間もありますので、先ほど会長代理が言われたように、事業継続でよろしいと思います。

○（会長）道路建設課から今の意見に関して何か回答がありますか。

○（道路建設課）先ほど委員がおっしゃったように、今回の事業についても重要な整備であり、引き続き早期完了するよう進めていきたいと考えています。

○（会長） それでは、県の方針、継続ということですが、委員会の意見もそれで良いでしょうか。

〔一同同意〕

【河川課関係】

⑥ 広域河川改修事業 高瀬川

○（会長） 次は高瀬川についてです。第2回の現地調査の際、委員からご質問があり、後日回答することになっていました。その内容は、

（質問） 昭和47年程度の出水があるとまた浸かるのか。

というものです。このご質問に対して、河川課から回答を簡潔にお願いします。

○（河川課） 資料については、説明資料（第2回委員会）【高瀬川】をご覧ください。

（回答） 昭和47年の浸水エリアは、下の方に図示した水色の箇所です。当時は、五右衛門川に合流するポイントに排水ポンプが設置していなかったこと、現況の五右衛門川の幅が狭かったことによる排水不良が重なり浸水被害が発生しています。

ただし、浸水被害自体は高瀬川の水があふれただけではありません。近くの五右衛門川から水があふれたこともあり、広範囲の浸水被害になっています。その後の対応として、高瀬川の本川である五右衛門川は昭和47年の出水に対応した河川改修が既に完了しています。

また、高瀬川は合流点に昭和51年度に整備された排水ポンプの排水効果、また流域面積（背後地や農地）が多いといった状況を勘案して、計画規模を10分の1として、現在、河川改修を進めています。周辺の治水安全度は昭和47年当時と比べて河川改修が進んだ関係で、かなり向上していると判断できます。

ご質問の昭和47年程度の出水が発生した場合については、細かいシミュレーション、詳細の検討を行っていないため、明確な回答はできませんが、河川改修による整備効果が見込めるため、たとえ浸水被害が発生した場合でも、かなり軽減されると考えています。

○（会長） 委員いかがでしょうか。

○（委員） わかりました。

○（会長） それでは、一緒に担当された委員からは何かご意見はありますか。

○（委員） この川は本川の五右衛門川と斐伊川と関連する川であり、高瀬川だけではなく、

他の河川の管理状況等をあわせた災害の対策等を行っていただきたいということです。

近年、気候変動で集中豪雨の増加が予測されており、今後も増えるとのことですので、場合によって浸水頻度や浸水区域を見直しながら事業を進めていくこと、市の防災計画等と連携しながら防災計画を、ハード、ソフトの連携をより強めてやっていくことを要望いたします。

○（会長） それでは、一緒に担当された委員、何かご意見はありますか。

○（委員） 高瀬川を改修する際の計画規模が10年に1度とされていることを現地でお聞きしました。これが暫定的な改修で、全線行ってきたところであり、例えば昭和47年の出水に対応した改修と比べると、若干対応能力が低くなると思いますので、そういった点、地域の周辺の住民の方に周知をして、改修したから大丈夫という意識が生まれないようにしていただければと思います。

○（会長） それでは、お二人の意見に河川課から回答をお願いします。

○（河川課） 先ほど両委員からご指摘がありました、ハードだけでは守り切れないということについては、現在、ソフト対策という部分で県も力を入れています。引続きそのような点を考慮しながら進めていきたいと思っています。

○（会長） 他の委員はよろしいですか。何か言いたいことがありませんか。どうぞ。

○（委員） 確認をお願いしておけばよかったのですが、平成26年度再評価時のB/Cは7.11だったものが、現在の評価では8.43で増えている理由がわかれば教えていただけますか。

○（河川課） 手元に資料がないため、概略になりますが現地の資産価値が前回に比べて増えています。それに対し、事業にかかる実際のコストは大きく変わっていないため、上がっています。詳細が必要であれば準備します。

○（委員） 大丈夫です。

○（会長） よろしいですか。

○（委員） はい、わかりました。

○（会長） 他の委員からは何かご質問ありませんか。ないようでしたら、県の方針は継続ですけれども、委員会としても継続ということでもよろしいですか。

〔一同同意〕

⑦総合流域防災事業 木戸川

○（会長） それでは、次に木戸川についてです。これも第2回現地調査でご質問がたくさん出ています。後日回答とされているので、その内容をこれから読み上げます。

- ・事業が始まってからも浸水していると思われるが、その時の対応状況は。
- ・河川法第9条2項とは。その内容は。
- ・流下能力の決定はどうしているのか。書面でわかりやすく回答願う。
- ・事業期間43年は非常に長いが、長期間となった理由を書面で説明願う。
- ・平成23年の浸水範囲は。そこは何か対策をしているのか。
- ・水辺の楽校の詳しい資料が欲しい。

追加ご質問として、

- ・費用対効果が平成26年3.28に対し令和元年1.65と半減した理由はいかに。となっています。

このご質問について河川課から回答を簡潔にお願いします。

○（河川課） 説明資料（第2回委員会）【木戸川】をご覧ください。第2回の現地調査でご質問を受けたものに対し回答します。

（質問） 河川法第9条第2項とは。その内容は。（委員）

→（回答） 河川法の第9条第2項では、県が管理を法定受託された指定区間があると明記されています。

今回の審議対象である高瀬川、木戸川とも一級河川であり、県知事が管理を法定受託された指定区間に該当します。これにより、県が事業主体となる根拠として記載されています。

（質問） 事業が始まってからも浸水していると思われるが、その時の対応状況は。

（委員）

（質問） 平成23年の浸水範囲は。そこは何か対策をしているのか。

（委員）

→（上記2質問への回答） 説明資料（第2回委員会）【木戸川】で一度にまとめて回答しています。一般的に河川は護岸等で被災を受けた場合、河川復旧事業により早期の復旧を図っています。

木戸川は事業実施中であるため、下流から未改修区間の改良を進め、木戸川水域全体で治水安全の向上に努めています。

しかし、事業が長期化していることからソフト対策として、島根県の水防計画にお

ける重要水防区域等に指定して、適切な水防活動が行われるよう周知に努めています。

河川整備は下流から行うことが基本ですが、木戸川では河積の最も狭小な区間を先行し、平成2年から平成11年の局部改良事業を行いました。

これにより、平成5年、7年、9年と2年に1度のペースで浸水被害が発生しましたが、平成11年以降23年までは浸水被害なしという実績が得られ、軽減されていると考えています。

その後、平成23年の台風12号により、現計画区間で床下浸水1棟を記録しています。この対応としては、浸水箇所の早期改修に向け、河川整備を進めるために予算の重点配分等に努めています。

(質問) 流下能力の決定はどうしているのか。書面でわかりやすく回答願う。

(委員)

→ (回答) 島根県の河川整備計画を立てるに当たっては、6つの指標、過去の洪水被害等を考慮して決定します。6つの指標は、資料に示すとおり、流域面積、想定氾濫区域における面積、宅地面積、人口、資産額、工場出荷額となります。

また、整備する水準は、最大で概ね100年に1回の確率で起こり得る洪水の安全な流下を確保するものとし、少なくとも概ね10年に1回の確率で起こり得る洪水の安全な流下を確保することを目安に設定をしています。

ちなみに、100分の1による整備水準の河川例としては、安来市内においては木戸川の西に位置する飯梨川が挙げられます。また、10分の1の整備水準の河川例としては、今年度の再評価委員会に諮っている高瀬川が該当します。

審議対象の木戸川の整備水準ですが、概ね30年に1回の確率で起こり得る洪水の安全な流下を確保することを目標としていますが、下流部は安来市の中心市街地を流れ、河道の拡幅方式のみで対応するには、移転家屋が膨大な数となるため、社会的影響が大きくなることが懸念されます。

よって、河道の拡幅については、2年に1回の確率で起こり得る洪水の安全な流下を確保することとし、将来的には上流部において他の河川へポンプによる排水を行うことにより、計画洪水に対する不足分を補う計画としております。

(質問) 事業期間43年(→44年、第5回で訂正)は非常に長いですが、長期間となった理由を書面で説明願う。(委員)

→ (回答) 河川事業の整備の進め方の特徴としては、部分的に川を広げても、その下流が

狭いままでそこを起点としてあふれます。基本的には、下流から上流に向けての一定区間を改修する必要があり、結果として事業規模が大きくなります。これが長期化の一因となっています。

河川工事は、河川の水位、流量等の影響を受けることがあるため、出水期と呼ばれる6月中旬から10月末までの集中豪雨、梅雨時期や台風の多い時期を避けて施工するのが通例となっています。年間の施工期間に限られる等といった課題もあります。

このことから、他の事業に比べても、事業の期間が長期に及ぶ傾向があります。木戸川では、市街地部での河川拡幅のため、用地取得に時間を要することも、さらに要因として加わります。結果として、事業が思うように進んでいない状況となっています。（説明資料（第2回委員会）【木戸川】参照）

○（会長）この辺で一旦ご意見を聞こうと思います。良いでしょうか。ここまでのところでご質問等に対する回答はどうでしょうか。委員、いかがでしょうか。

○（委員）はい、今までのところよく理解できました。ありがとうございます。

○（会長）委員、どうでしょう。

○（委員）理解できました。

○（会長）それでは、続きをお願いします。

○（河川課）続いての質問になります。

（質問）水辺の楽校の詳しい資料が欲しい。（委員）

→（回答）説明資料（第2回委員会）【木戸川】に、水辺の楽校の資料をつけています。

水辺の楽校については、地元の協議会である子どもの水辺協議会が主体となり、県と安来市及び地域住民が一体となって策定された整備構想をもとに計画されたものです。

（質問）費用対効果が平成26年には3.28となっているものが、令和元年に1.65と半減している理由はいかに。（委員）

→（回答）木戸川は、最初の再評価委員会の当時から隣接する局部改良区間（延長904m）も事業中であったため、一連区間として総合流域防災事業区間に含めて費用対効果を算出しました。それ以降の再評価委員会においても同様の方法で算出しています。

今回の再評価委員会では、平成12年度に局部改良が完了したこと、現在実施中である本事業区間の進捗が計画延長の半分程度まで進んでいることから、本事業区間のみの費用対効果を検証するため、局部改良区間を省いて算出する方法としています。これが3.28から1.65に半減した背景です。

説明資料（追加質問等）【木戸川】に1.65を算出した根拠をつけています。費用対効果はB/Cという形で算出します。

まず、便益Bは、上流の局部改良区間を省いたこと、最新の解析手法を導入したため、大幅に下がり56.84億円となりました。

費用Cは、局部改良区間の整備費用を除外したことで10億下がります。一方で、最新の事業費精査により、事業が半分程度進んだことを加味して、現時点で9億円程度の追加予算が必要となりました。トータルで約1億円の減となり34.46億円となります。これらの数値により費用対効果1.65を算出しています。

参考までに、前回の平成26年度当時までさかのぼり、今回と同様の局部改良区間を除外した場合の費用対効果を算出すると、1.62という結果になります。

- （会長）まず、水辺の楽校の資料について、委員、何かお答えがありますか。
- （委員）大変詳しい資料を御提供いただきありがとうございます。1点、わかれば教えていただきたいのですが、この水辺の楽校を整備した後の維持管理について、何か取り決めはありますか。
- （河川課）実際、現地で見させていただきましたが、イメージ図のあずまや、ベンチ等は今後、安来市が整備する計画となります。具体的な維持管理については、未整備であることから、現在協議中です。
- （委員）せっかく整備したものですので、長く使っていただけるよう維持管理もしっかりやっていただければと思います。
- （会長）それでは、費用対効果のご質問の回答について、委員、どうでしょう。
- （委員）よくわかりました。
- （会長）それでは、委員、担当された木戸川について、ご意見をお願いします。
- （委員）7月22日に現地調査にまいりました。木戸川は安来市の中心市街地を流れ、人家が周りに多く連なり、川幅もかなり狭いことを確認しました。

また、近くには小・中・高や市役所等重要な社会的施設があり、浸水した場合、多大な被害が予想されます。他県で最近、直近では千葉県ですが、大雨洪水の被害が出ていて、一旦起きれば、インフラや等に多くの影響が出て、それをリカバリーする人員、お金、いろいろな資源が失われることとなります。島根県でも一刻も早い事業の進行が重要と思います。

また、この事業は島根総合発展計画の位置づけでも、『Ⅱ安心して暮らせるしまね』、

「政策1 安全対策の推進」「7 災害に強い県土づくり」に当たります。河川改修を行うことで、豪雨発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぐと思えます。

以上から、未改修区間の一日も早い完成を期待してこの事業を継続とさせていただきます。これから事業完了するに当たり、工法等を柔軟に見直して、完了後も維持管理をしっかりやっていただきたいと思います。

○（会長）私が副担当なので、私からも申し上げます。

委員のご質問にもあるように、事業期間がすごく長くなっています。災害防止のために行う事業ですが、長くなっているのは、なかなか納得してもらいにくいと思えます。

その間に費用対効果の数値が変わることがあるとともに、現地の被害、浸水の場所も変わってくるのではないかと思います。対策工事の進捗に伴って危ないところが変わることはチェックされないのですかという質問です。

○（河川課）難しいご質問ですけれども、工事の進捗に伴い、基本的には下流から広がってきますので、下流側では大きな影響はないこととなります。ただし、一番下流端、河口から工事ができれば良いですが、例えば家屋連檐地等がある川の中から工事をし、その下流端に狭いところがある場合、そこが弱点になっていくことがあります。

工事をする際にはそういうところは緩やかにすり付くようにする等の配慮をしながら、基本的に被害が出ないように工夫をしながら工事を行っていきます。

○（会長）そう思います。河川事業ならではのですね。飛ばしてしまいましたが、委員のご意見に対して、何か回答はありますか。

○（河川課）委員からのご指摘を踏まえ、河川事業はどうしても長い期間かかってしまうのですが、事業課としては、少しでも早く整備したいと思い、暫定改修を取り入れたり、いろいろ工夫をしながら取り組んでいます。

そういった取り組みをさらに進めるとともに、ソフト対策とハード対策の両面を組合せながら、人の命を守る取り組みに努めてまいりたいと思えます。

○（会長）委員、良いでしょうか。

○（委員）追加でよろしいですか。

○（会長）どうぞ。

○（委員）水辺の楽校の運用がうまくいけば、新しい観光資源になるのではないかと考えています。安来市には、足立美術館、月山富田城等がありますが、もし子供が集まるよう

な場所が増えれば、近郊の他県からでも人が呼び込めるのではないかと思います。

○（会長）今のご意見に対して、河川課の方から何か回答がありますか。

○（河川課）参考にさせていただきます。現在、木戸川の水辺の楽校の横には、たまたま安来市の庁舎も新しく建設される等、整備が進んでいますので、そういった意味も含めて連携して取り組んでいきたいと思ひます。

○（会長）他の委員からはいかがでしょうか。どうぞ。

○（委員）水辺の楽校についてのご質問です。添付されている計画書は平成15年のもので、その後、平成16年に水辺の楽校へ登録が行われ、それから15～16年経っています。この計画は現在も進行中なのでしょうか。

最初の計画では、水辺の学校に拘わらず小学生が水辺と交流して木戸川を学習すると説明されたと思ひますが、それは現在も行われているのでしょうか。

それから完工が令和15年であれば、まだ先になりますけれども、例えば工事の途中で子供たちが利用することができるのかということをお聞きしたいです。

○（河川課）お答えします。委員のご指摘のとおり、計画自体は平成15年に策定し、実際のところハード整備（工事）は先行していますが、計画の内容自体はその時点から止まっています。ただし、実際に利用がないということではなく、近くの小学校等がこの整備に合わせて、橋梁の上でお絵描きイベントを開いたり、協議会の中で活動をしていただいています。

水辺の利用自体について、整備が終わったのは最近でまだ暫定的な状態であり、今後、舗装をして安心して使える状態になれば、皆さんに利用していただけると考えています。

実際はこれからの活用となります。事業自体はまだ数年ありますが、親水公園エリア自体はほぼ完成に近い状態ですので、ここ1～2年の間には利用できる形にできると思ひています。

○（委員）わかりました。

○（会長）他の委員の皆様、何かご意見はありますか。

では、意見がなさそうなので、県の方針は継続ですけども、委員会としてもそれでよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

それでは、継続ということをお願いします。

【砂防課関係】

⑧地すべり対策事業 中遠田地区

○（会長）続いて、中遠田地区について、砂防課から追加説明はありませんか。

○（砂防課）ありません。

○（会長）それでは、担当は私でしたので、私から意見を言おうと思います。

現地調査に行っ、何か安定した感じがしました。それは多分、対策が効いてるからだろうと考えます。図面を見るとブロックがたくさんあり、施工の順序を考えながら実施していることも伺えました。施工順序はもとより、常に計測やチェックをしながら進めていけば、もう少し効率的になるかなと現地を見て考えました。

地面の中で見えにくいところの災害防止をされていることから、この事業も継続し早急に完了していただくということでよいと思いました。

では、一緒に担当していただいた委員、ご意見があればお願いします。

○（委員）現地調査に行き、工事の調査や設計がとても大変な工事であることが初めてわかりました。これは会長が指摘されていますけれども、危険度の再確認をして施工順序を再検討するとか、一旦休止して様子を見るという柔軟な対応で、安全性と経済性に配慮して工事を進めていただきたいという会長のご意見を支持したいと思います。

○（会長）それでは、砂防課から、お二人のご意見に対して何か回答ありますか。

○（砂防課）先ほどいただいたご意見を参考に、今後も一日も早く安全な状況にもっていきけるように頑張っていきたいと思います。

○（会長）他の委員の皆様、何か聞いておくこと、ご意見はありませんか。

では、県の方針は継続ですけれども、委員会としてもそれでよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

では、継続ということでいこうと思います。

⑨急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区

○（会長）次に扇町地区について、引き続き砂防課から追加説明はありませんか。

○（砂防課）特にありません。

○（会長）では、担当の委員からご意見をお願いします。

○（委員）平成22年に採択され、平成25年から用地の買収を始めたとのことで、他の事業と同じかもしれませんが、進捗はスローな感じであると思いました。

10年経っていることで、今回再評価に当たりましたが、現地を見せていただき、実際には転石があつてとても危険であること、公民館や役場といったとても社会的な建物もあり重要な位置であることは確認させていただきました。

他の方もいろいろおっしゃいましたが、冒頭の御挨拶で、今年も全国各地で災害ありとのお話がありました。このところ、未だかつてない豪雨等がとても多いですけれども、やはり既存のデータで検証するのはなかなか難しいです。この事業もそうですが、他のところでもそのあたりはすごく感じています。

実際には温暖化のことも他の課と連携してこの事業を進めなければいけないのですが、温暖化防止のために県民挙げて何かをしていくのかも必要ですし、並行してもし災害が起きた時、どうしていくのかも、是非一緒に行なっていただければと思います。

○（会長）それでは、これまで想定していないような災害について、土木部次長にお話を伺っても良いですか。

○（次長）ご質問の内容は、昨今の状況を見ると、今までの手法でやっていたのでは、できた施設も本当に大丈夫なのだろうかという御趣旨だと思います。

特に河川改修、土砂災害の対策事業等においては、必ずしも施設整備だけを行なつて、全て安全ということはなかなか言えません。

これは現在の状況だけではなく過去もそうですが、河川改修において、どうしても頻繁に起こり得る確率の災害に対しては、ある程度ハード対策で防いでいこうということです。

しかし、想定を超え、計画規模を超える災害が起きないわけではないという考えに立って、避難等のソフト対策もより重要になってきていると考えています。

県においては河川関係が主になりますが、エリアごとに減災対策を検討する会議を設けて、ソフト対策について検討しています。まだまだ不十分なところがありますが、そういったところにもこれから力を入れていく必要があると思います。

もう一点、地球規模の温暖化の話がありました。私も個人的には温暖化ということは非常に予測がつかないのですが、荒々しい気象というか、四季があまりないような状況を生み出していると思います。

残念ながらそれは島根県の公共事業担当部局だけでは、テーマが大きくて、なかなか難しいのですが、国も二酸化炭素の排出についてはゼロを目指していくという方針であると思います。

したがって、県においてもそういったことはできるだけ環境部局と連携して、少しでもそういった温暖化を食いとめられるような形が進めば良いと、個人的な意見ながら、そのように思います。最後の問題は、回答にならなくて大変申しわけありません。

○（会長） 委員、どうでしょうか。

○（委員） 横との連携で是非、温暖化対策にも一緒にもっと取り組んでいただけたらなと思っています。

○（会長） 今、お話の中で、ソフト対策が出てきたのですけれど、防災・減災に関わる公共事業には、今後、ソフト対策はセットになっていくのでしょうか。

○（次長） 個別の事業とセットということではなく、河川事業で言いますと、河川を管理している国土交通省、県並びに地域の事情がわかっている市町村が一緒になって、エリアの中で減災対策を考えていきます。

一つは、住民の皆さんへの周知であるとか、河川で言うと具体的にこういう状況になった時はこんな行動を起こそうというタイムライン的なものを整備していくことを徐々に検討し始めている状況です。

○（委員） 聞いていて気になったのは、先ほどの温暖化対策でCO₂削減という面で、栂谷地区に8月に行かせていただきました。

その時は私たち8人、委員と県の方とでマイクロバスを利用させていただいて、大変快適な移動でしたけれども、例えばマイクロバスではなくて、もう少し小さい車でしたらCO₂の削減にもなります。

私の記憶ですと、あの時に県の方がそれぞれ別の車3台で来られていました。それも申し合わせさえすれば、1台で現地に入ることもできます。小さなことですが、その積み重ねで温暖化に対応できます。

やはり一人一人が何か行動していかないことには、今後そういったことは改善できないのではないかと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○（会長） ありがとうございます。全員耳が痛いです。気をつけましょう。では、一緒に担当された委員から、何かご意見はありますか。

○（委員） この地域は影響を受ける住宅も多いと思いますので、そういう意味で継続が妥当だと思います。

特に途中で平成25年の災害のために他の地域の工事が優先されてしまい、本来は自分たちの住宅の場所の対策をしてもらえるはずだったのに、それが後回しになっていると

いう住民の方の不安感もあると思いますので、事業を継続として、なるべく早い段階で完工を目指していただきたいと思います。

○（会長）それでは、砂防課から、お二人のご意見に対する回答をお願いします。

○（砂防課）委員から温暖化、気象変動というご意見ですけれども、どうしても現在、激甚化する傾向があります。

そういうこともあり、土砂災害対策として、今回のハード対策に加えもう一つソフト対策として、土砂災害防止法のもと、イエローゾーン、レッドゾーンの指定を行いました。

これは第1回委員会の時もお話ししましたように、今まで経験したこともない災害も起きることもあるので、早目に避難して、安全なところに逃げていただくことが一番であるということを皆さんにお願いしています。

次に、委員のご意見ですけれども、平成25年の災害を受け、若干工事が遅れたということになりましたが、被災したところを早く復旧してあげる、復旧事業というのが優先ということで、今回、行っているのは、予防的対策であり、そちらの方も早く対策が完了するように努めていきたいと思います。

○（会長）委員、よろしいですか。委員、大丈夫でしょうか。他の委員、何かご意見がありましたら…。委員。

○（委員）先ほどのソフトとハードの組合せというところで、河川も重要だということで、流域管理でいえば一つの事業が区切られて、国が管理をしたり県が事業したりと区切られているかと思いますが、その情報を取りまとめているところがあるのかどうかということと、その情報を取りまとめてハザードマップ、災害の行動計画等をつくられているのかどうかについて教えていただけたらと思います。

○（会長）では、砂防課からお願いします。

○（砂防課）先ほどのご質問ですが、危険箇所等は、県に防災危機管理課という部署がありまして、県全体の防災の取りまとめの部署があります。

ハザードマップについては、基本的に市町村がつくりまして、周囲の方に周知をされているという流れになっています。よろしいでしょうか。

○（委員）では、県の流域と言いますか、この幾つかの事業がある、進捗中の事業があるけれども、その情報というのは県が管理をされていて、それを市町村に提供しているという理解でよろしいでしょうか。

○（砂防課）進捗、情報提供までは至っていません。

○（委員）わかりました。

○（次長）今の回答は、砂防として答えています。委員のご質問は、どちらかというとその流域管理的なことですね。

県内は3つの一級河川、三水系があり、そこは国土交通省が管理をしています。

今日の委員のご質問の中に、河川法第9条第2項のお話がありますけれども、一級水系の中で国が管理しているのは、特に資産が大きな最下流部です。斐伊川だけはかなり本川で直轄管理区間があります。それと江の川は広島県内にかなり資産がありますので、県内の江の川本川は全部直轄管理です。高津川は益田市内に入った市街地のところだけが直轄管理です。

したがって、そういった一級河川の上流側は県が管理していますので、そういった情報は相互にやりとりをしていますし、昨今は県も国もネット上でそれぞれの河川の状況を公開しています。

そういったところで、お互いが水位情報等を交換しながら、住民の避難等に結びつく情報については、市町村にできるだけ早目の情報が伝達できるようにしています。

そういう意味で、現在、河川とか砂防も、河川は今年度新しくシステムを入れまし、砂防はこれから古くなったシステムを更新して、主にそういった情報を速やかに、実際に住民へ避難勧告をしていただくことにしています。

もちろん最終的には住民ご自身での避難判断が一番の基本になりますが、そういった判断をするための情報をインターネットで公開するとともに、市町村から避難勧告や避難指示を速やかに出してもらおうことができるように情報伝達をしていこうとしています。

○（委員）非常に緊急度が高まってくるところなので、そういうシステムが早急にできることを期待しております。

○（会長）他の委員からご意見はありませんか。

ないようでしたら、県の方針、継続ですけども、委員会としてもこれでよろしいですか。

〔一同同意〕

⑩急傾斜地崩壊対策事業 椈谷地区

○（会長）では、引き続き椈谷地区までやっしまおうと思います。椈谷地区について、追加説明はありませんか。

○（砂防課）ありません。

○（会長）では、担当された委員、ご意見を申し上げます。

○（委員）椈谷地区の急傾斜地崩壊対策事業ですけれども、この事業地については急峻な斜面が人家の背後に近接していて、斜面には転石等を確認、斜面崩壊の跡もあり、事業地内には避難所があるということです。

それから、幹線道路の主要地方道等にも被害が及ぶおそれがあります。早期に斜面对策を実施しなければいけないため、平成25年度に事業採択されました。

現地の保全対象人家は3戸と少なく、避難所が1箇所です。ただし、関係地権者が多数存在していること、用地調査をしたところ対象地域が地図混乱地域で、なかなか早期に用地境界が確定できないため、現在、事業採択後5年が経過していますが、未着工となっています。

現在、地元吉賀町と協議を行い、円滑化の地籍整備交付金事業等によって土地境界を整備確定し、来年度から改めて用地調査に入るということで、令和6年度に事業完了予定と聞いています。

本事業については、そもそもこういった危険箇所にある集会所が避難所になっていること、避難所をもう少し安全な場所に移転するべきではないか等、指摘も行いましたけれども、現地付近には避難所として指定できるような適地もなく、災害が起これば道路が寸断されるため、近くの別の場所への避難所にすることもなかなか難しいということで、そういった意味ではやむを得ない面もあるのではないかと思います。

それからこの対策区域内に主要地方道もあり、こういった道路を守ることも含めて、地元の住民の皆さんは対策工事の早期完成を求めています。地図混乱地域とはいえ事業採択後5年が経過して未着工ですので、速やかな地元調整等を行っていただくことが必要であると思います。

これを中止すると、地域住民の皆さんの安全安心を確保することも難しく、幹線道路にも土砂災害の被害が及ぶ可能性がありますので、昨今の豪雨災害等の状況を鑑みて、地元の吉賀町としっかり連携し、早期の完成を目指して事業計画すべきと考えています。

○（会長）一緒に担当されている会長代理からのご意見を申し上げます。

○（会長代理）別にありません。

○（会長）では、砂防課から何か今のご意見に関する回答をお願いします。

○（砂防課）先ほど、委員からのご意見のとおり、現在、用地は地図混乱状態で整備に時間がかかる状況ですが、地元調整等を現在も行なっています。それに並行して一日も早く

工事を完了し、住民の皆様、また県民の皆様の安全安心が確保できるように努めていきたいと思ひます。

○（会長）他の委員からご意見はありませんか。委員、お願いします。

○（委員）この度、現地調査した時にも意見が何回か出ましたが、避難所が本当にここで良いのかということ、避難所を決める担当は砂防課ではないということ、また、東側の道路につくってある擁壁は道路課が道路をつくる時に使えるもので、砂防課は管轄が違ふということ、この事業そのものというよりは全体として何かもっと一体的にやる事業があるべきではないかと思ひます。

この事業1個の継続云々ではなく、当然道路課も砂防課も連携してやる必要があります。あるいは、避難を出すグループとの調整もあつた上で工事の内容を決めていくことが、今後、私は必要になってくるのかなと思ひます。

○（会長）今のご意見に関して。

○（砂防課）先ほどいただいたご意見はいわゆる地域づくりの観点ということで承り、早速、事務所を通して吉賀町に伝えていきたいと思ひます。

○（会長）他に、ご意見はありませんか。

では、ないようでしたら県の方針、継続ですけれども、委員会としてもそれでよろしいですか。

〔一同同意〕

それでは、かなり時間がたつたので一旦休憩を入れようと思ひます。

〔休 憩〕

【港湾空港課関係】

①海岸侵食対策事業 三隅港 湊浦地区

○（会長）では、再開します。

次は、三隅港海岸湊浦地区についてです。第3回委員会の現地調査で、委員からご質問が出ており、後日回答になっていました。そのご質問内容は、

（質問）島根県の海岸はウミガメの産卵地になっていると聞いたが、生態系への影響に向けた対策を何か計画されているか。

というものでした。

この件について、港湾空港課から追加説明をお願いします。

○（港湾空港課）委員からのご質問についてお答えいたします。

資料は、説明資料（第3回委員会）【三隅港海岸湊浦地区】になります。

（回答）現段階で、三隅港海岸の侵食対策事業で、ウミガメ等の生態系への影響に向けた対策は行っていません。

また、三隅港海岸でのウミガメの産卵実績をアクアスに確認したところ、産卵の事実は認められませんでした。ただ、三隅港海岸の近隣では、黒松海岸で2004年、2008年の2回、ウミガメの産卵が確認されています。

確認された黒松海岸は広い前浜があり、ウミガメの産卵に適した海岸であると考えられます。本事業箇所、三隅港海岸においても十分な侵食対策を実施し、少しでも早く当時の白砂青松の海岸を復元することが生態系の回復につながると考えています。

以上です。

○（会長）委員、いかがでしたか。

○（委員）わかりました。

○（会長）それでは、港湾空港課からその他追加説明がありますか。

○（港湾空港課）ありません。

○（会長）では、担当された委員からのご意見をお願いしようと思います。

○（委員）この地区を担当しましたので、所見を述べさせていただきます。

この事業は、海岸の侵食対策と昔の砂浜を復元するという目的があります。山陰本線が非常に近いところを通りますので、これが決壊、流されるようでは相当な被害を受けるということも十分に現地で検証させてもらいました。よって、費用対効果は十分にあるかと思えます。

この事業が始まったのは平成12年です。既に20年近い時間が経っています。この海岸の写真を見ていただくと、沖の離岸堤をつくるのに12年かかっています。

この離岸堤ができた後、砂の動きがどうかという検証結果も確認しました。押し寄せる波を止めれば砂がたまるという理念、もともとあったものが流れてなくなったという原因がいろいろ複合的にあるかと思いますが、この離岸堤が3基出来て残るのが2基東側に計画されています。これをうまく造れば十分な砂浜が返ってくると説明を受けています。

加えて、この離岸堤の前に16,000 m³砂を盛って海岸を復元するという計画がありますが、12年経ってその砂を観察されたこと、それから沖合から打ち寄せる波をこの

離岸堤で十分に対策が取れるということがしっかりしていないと、盛った砂が流されてしまうことになれば、費用対効果は出たけども事業の成果が出なかったこととなります。事業自体が工法的なこと、あるいは経過観察的なことが少し足りなかったという結果になります。あと6年しか期限がございません。

離岸堤をつくるのに3基で12年かかっています。次の2基は若干規模が小さいですが、この6年間でできるかなど。工期がもう限られていますので、今後の事業進捗と、砂を運ぶ手段と砂の品質については、十分に気を使っていただきたいと思います。

よって、この事業は、今の離岸堤2基の設置をして砂浜を復元させる。加えて、海岸の侵食防止をすることについては、この2基が早く完成しなければ成果が出ませんので、事業の継続としては妥当であるというふうに、私は認めさせていただきます。

○（会長）一緒に担当された委員からのご意見をお願いします。

○（委員）本事業について御説明をいただく中で、過去の海岸の写真と、ある程度事業が進捗した後の海岸の写真を見せていただきました。その写真を比較すると、養浜の対象範囲については砂浜が回復しているような状況を確認して、この事業の効果が示されたと思っています。

ただ、その養浜の範囲の外側に目を向けると、若干その砂浜が削られているように見える箇所もありますので、今後、事業を継続して、その後の砂浜のモニタリングとか、事業の効果の検証をしていく際には、これらを含む対象範囲の外側についても目を向けて検証していただければと思います。

○（会長）それでは、お二人のご意見に対して、港湾空港課からお願いします。

○（港湾空港課）まず、委員からのご意見ですが、おっしゃるとおりであり、せっかく養浜してもその後の事業の成果が出なかったら意味がありませんので、その点については当然しっかりやっていかないとはいけません。

東側について潜堤が2基残っており、同様なことをした離岸堤3基に側をとめる突堤をすることにより、養浜（前浜の回復）の効果は確認されていますので、引き続き東側についても潜堤を整備し、養浜をして成果を出したいと考えております。

ご意見のとおり工期が限られていて、3基つくるのに12年もかかっていますので、今後、少し規模は小さく数は少ないのですが、できるだけ早く完成するよう考えていきたいと思っています。

また、砂の養浜砂の運搬手段及び品質へのご意見もいただきました。こちらもコスト

縮減のため、他所から買ってくることは考えていません。現地の近くで、中国電力側の港付近は一部航路が砂で埋まっているところがあり、その砂を浚渫してこちらの養浜材に使うことを考えています。

ただ、当然ですが、浚渫した砂全てをやみくもに養浜しようとは思っていません。白砂青松という観点から、浚渫した砂については十分な品質を確認してから、そこに運ぶという計画をしています。

委員からのご意見で、養浜対象範囲の外側の検証についてです。これもおっしゃるとおりでして、施工中に随時経過観察を行い、必要であればその範囲を少し変えることも考えて、とにかく投資効果が出るように努めて整備していきたいと思っています。

○（会長）今の回答についていかがでしょうか、何かありますか。大丈夫ですか。

他の委員からご意見はありませんか。

それでは、県の方針は継続ですけれども、委員会としてもそれでよろしいでしょうか。

継続ということをお願いします。

〔一同同意〕

【建築住宅課関係】

⑫県営住宅整備事業 湍北台地区 大輪町地区

○（会長）では、次にまいります。湍北台地区・大輪町地区について、追加ご質問を会長代理からいただいています。これを読み上げます。

- ・平成27年採択までに建て替え・リフォームのどちらが予算的に有利であったとか、団地在住者との話し合い等、建て替えに至るまでの過程のわかる資料が欲しい。
- ・湍北台団地在住者のうちバリアフリーが必要な世帯は何世帯か。
- ・建て替え後、5年間の家賃上昇の具体的な数字はいかに。
- ・県営住宅の建て替え後の家賃について。現在の湍北台団地の家賃状況を年代別の平均で教えていただきたい。6年目からは現在の6倍になるが、建て替え後入居予定者に説明しているか。
- ・大輪団地（建設中）の住戸専用面積について。2DK住戸専用面積、3DK住戸専用面積（1戸につき）は幾らか。
- ・建設中の大輪団地の戸数は合計79戸でよいか（2階、3DK4戸・2DK5戸、2階から8階、3DK28戸・2DK35戸、9階、3DK3戸・2DK5戸、1

0階、3DK3戸・2DK5戸)。

- ・平成27年10月実施の県営淞北台団地入居者アンケートについて、人数Nが問いによって違うのはなぜか。問1はN129、問2から13はN220、問13の1、N30、問13の2、N29というものです。

ご質問はこれでよろしいでしょうか。

では、建築住宅課からこのご質問に関しての説明を簡潔にお願いします。

○(建築住宅課) それでは、6点について御説明させていただきます。

(質問) 事業が平成27年度に採択されるまでに建て替えかリフォームかの検討過程。

(説明資料(追加質問等)【淞北台地区、大輪町地区】)

→(回答) 平成23年度に淞北台団地再整備事業基本計画を策定しており、説明資料(追加質問等)【淞北台地区、大輪町地区】に、既存住戸を活用する際の問題点、既存住戸活用の可能性を検討した資料を掲載しています。

既存住戸の改修では、現在の淞北台団地が約40㎡と狭小住宅という問題があり、改修では解消されません。また、昔の建物ですので浴室の出入り口の段差等、バリアフリーではないので、改修だけでは、バリアフリー化、段差解消は限界があります。

また、この団地は建築基準法の日影規制の制定前に整備された団地であり、既存不適格の状況です。そのため、エレベーターや共用廊下等の増築工事ができません。

それから県営住宅の長寿命化計画では、昭和40年代に建設された住戸規模が狭小である団地は、建て替えによって住戸面積を確保することにしています。そのような条件から、事業費のみでの比較が困難であり、リフォームの見積をとり、予算的にリフォーム、建て替えのいずれが良いのかという検討を行っていません。淞北台団地につきましては、そのような条件をクリアするためには、改修ではなく建て替えという方針決定をこの段階でしております。

(質問) 入居されている方、お住まいの方との話し合いの内容、建て替えに至るまでの過程がわかる資料がいただきたい。

→(回答) 入居者との話し合いについては、アンケートを取り入居者の希望を聞いています。最初は平成24年の2月に実施しています。いろいろなアンケートは取っていますが、最初に現在のお住まいの住宅及び住環境の満足度というところでは、やはり古くて狭いことから、住宅の広さ、物入れの収納スペースの量、台所の設備、便所、洗面浴室の使い勝手や、住宅内の段差や歩行の安全性といったところが「やや不満」、

「不満」という割合が非常に高くなっています。その後、できるだけ早く再整備をして欲しいというアンケートの設問では、54.2%の方がして欲しいというご意見でした。

この段階では、まだ大輪団地というのは決まっていません。2回目の平成27年10月に実施したアンケート時には大輪団地の方針が決まったので、それを踏まえアンケートを取っています。湊北台団地に住み続けたい人は第1位、第2位合計で49.5%。新しい大輪団地に移転入居したい人は第1位、第2位合計で65%です。第2位以下は複数回答なので、合計が100にはなりません。こういったアンケートを行い、入居者の希望の住戸タイプや戸数等を決定しています。また、この入居者アンケートはプライバシーの関係でホームページ等の公開はしない予定です。

(質問) 県営住宅にお住まいの方でバリアフリーが必要な高齢者世帯は何世帯でしょうか。

→ (回答) バリアフリーが必要な高齢者世帯の基準の判断が難しいですが、今回は60歳以上のみの世帯でカウントしました。184世帯(誤り:186世帯)中、100世帯が60歳以上のみの世帯ということで、割合的には54%で変わりません。

(質問) 家賃について、具体的な数字で教えてください。

→ (回答) 県営住宅の家賃は入居者の収入、住宅の立地、部屋の広さ、建設後の経過年数、住宅内の利便性で決まります。イメージ図を見ると、一番左が現在の家賃、一番右が新団地の家賃です。入居者の負担を減らすため家賃が段階的に増額するようになっていて、負担軽減措置(いわゆる激変緩和)が適用され、その期間は5年間で、入居後6年目で本来家賃になるという流れです。(説明資料(追加質問等)【湊北台地区、大輪町地区】)

具体的な家賃を示しています。これは、ホームページ等の公開はしない予定です。

例1が大輪団地です。例2が、今後建てていく湊北台団地の新団地の家賃です。公営住宅の家賃というのは収入によって4段階に家賃が変わり、一番左が現在住んでいる人の家賃、そして傾斜で家賃が上がっていき、一番右側が建て替え後の家賃になります。

(質問) 大輪団地(建設中)の住戸専用面積について。

→ (回答) 大輪団地の代表的な面積は2DKが56㎡、3DKが66㎡です。また、この資料も入居者の家賃に関わる資料ですので、ホームページ等の公開はしない予定です。

(質問) 家賃状況を年代別で教えて欲しい。

→ (回答) 年代別の家賃状況です。全入居者184戸全員の平均家賃を計算すると、〇〇円です。年代別では、表のとおりとなっています。

先ほどの資料2では、5年間の激変緩和措置があり6年目に本来家賃となります。これも部屋を決めていく途中段階の入居者説明会で家賃はこのようになると説明済みです。

(質問) 建設中の大輪団地の戸数について。

→ (回答) ご質問の3DKの戸数、2DKの戸数は、そのとおりで間違いありません。問いに対しては、よろしいですとしています。

(質問) アンケート分母Nの考え方について。

→ (回答) 問によってNが220、129、30と人数が違うというご質問です。

問2から問13までのN220は、全員に回答していただき全数になります。

問1の1、129は、1と4と5、220人のうち淞北台団地に残りたいと回答された方が129戸です。その問1の1でそれを選ばれた方は129戸です。複数回答になっています。

次の問13にも同じ考え方です。問13の1ではN30になり、問13では220となります。この違いは、問13で220人回答があった中で、問13で1を選択された人のみ13の1に飛びます。問13の2を選んだ人が問13の2に飛びます。選んだ設問により数が変わってくるため、Nの調査戸数に違いがあります。

いただいたご質問についての説明を終わりたいと思います。

○ (会長) 会長代理、いかがでしょうか。

○ (会長代理) たくさんの資料を出していただき、ありがとうございました。

○ (会長) それでは、このままご意見をお願いします。

○ (会長代理) 建て替えに至っていろいろ考えましたが、資料の中に40年以上経過して老朽化が進行しているということ、バリアフリー対応が困難な状況のため建て替えが必要とあったのですが、その時の検討材料として、もし既存住戸を活用した場合の可能性も書かれていました。その場合は既存の躯体を使用するため、新規建設に比べ設備費用が少なく、工事期間も短縮が可能というメリットも最初出ていたようです。本当はこの段階であらゆる計画をされ、数字的な検討があってもよかったのではないかという気がします。そうすれば、一般の県民から見た時に数字で示されると納得する点も大きいという気がします。

バリアフリーの仕方も、狭いということが出ていますが、ここの住人を見ると独居老人が半数を占めている。その人に対して、今の大輪団地のような広い部屋が必要だろうかという気もします。

全てがバリアフリー化の段差解消だけではなく、60代の方も結構いらっしゃって、自家用車を運転する元気な老人がこのアンケートから伺えます。そういう場合は手すり等でバリアフリーの解消もできるのではという気がしました。

そういうことを踏まえて、いろんな案を皆さんで出して検討したけれど、やはり金額的、内容的にやはり不可能であったという、もっと深い検討があってもよかったのではないかとアンケート等を見てすごく感じました。

それと、納得材料ですけれども、継続にしたのは、アンケートの中で大輪団地に移転入居したいという世帯数が半数以上になっていたのも、妥当かなという検討をしました。ただ、その中で既存の住居を10棟解体していきます。この産業廃棄物を考えると、いくらリサイクルに使える部分があっても、産業廃棄物の削減について整備内容の中で見直されてもよかったのではないかという気がします。まだ、整備途中なので、この先こういう点も少し見直していただけたら良いかなという気はします。

やはり今の時代、省エネ対策も少し考えていただくと良いかなと思いました。例えば、具体的に言えば太陽光発電等を取り入れても良いのではという気がします。それと、太陽光は、今見ると、費用対効果がちょっと低いような感じがします。大輪地区に一般の建物が建っても、家賃収入が住んでいる人の収入で決まるので低いのは仕方がないのですが、建てたものに対応するような家賃にはなっていない気がします。そういう意味から考えると、こういう太陽光発電等を取り入れると、多少違った面で費用対効果も上がっていくのではないかなと思いました。

今の時代ですから、やはり求められるものがだんだん便利な方向に住民の方も行っていると思うので、今回の事業は継続で良いとは思いますが、まだ先も続く工事ですので、検討できる部分がありましたら是非進んで検討していただきたいと思います。

○（会長）それでは、建築住宅課から回答をお願いします。

○（建築住宅課）先ほどいただきましたご意見について、検討の段階で、古くなったので、住戸の面積が狭いところを解消するためには建て替えるしかないということで検討を進めていました。会長代理からもう少し数字で示した方が対外的に納得できるのではないかとご意見をいただき、確かにそうだと思いますので、今後、団地をいろいろ建て替えて

いく段階では、もう少し踏み込んだ検討をした上で方針を決定していきたいと思います。

また、湊北台については高齢者が非常に多い団地ですので、バリアフリーも考えなければいけないのですが、団地によっては若い方が住んでおられますので、どの入居者にターゲットを絞って設計し戸数、部屋タイプを考えていくのか非常に悩ましいところです。今後、どこまでバリアフリーをするのかも、検討させていただきたいと思います。

それから、産業廃棄物について、確かに10棟全部壊していくので、量も相当出てきます。壊さないことには始まらないところですが、ご意見のように使えるものは使っていくということを常に頭に置きながら、設計していきたいと思います。

一方、省エネ関係について、太陽光発電は今の時代、当然考えていかなければならないと思います。しかし、ここは公営住宅ということがあり、太陽光発電でつくったとしても入居者に還元できるところが外灯ぐらいしかないのが正直なところです。そのため、公営住宅では今までつくっておりません。とは言え、将来、自然エネルギーの活用は必要ですので、何かそういったものが使える点がないかを今後考えていきたいと思います。

費用対効果について、公営住宅は1.02と非常に低いです。これは、先ほど説明しました家賃に関係します。公営住宅は家賃収入と県の単費と補助金で費用を賄って建てています。しかし、低所得者に入っていただくための住宅であるため、家賃はこれだけの面積で計算し、どうしても低くなります。その中でもできることを考えて費用対効果も上げられるように考えていきたいと思います。

○（会長） どうでしょうか。それでは、他の委員からご意見がありましたら、どうぞ。

○（委員） 湊北台の方が大部分だと思うのですが、現在住んでいる人の住居を新たにするのが主のようですが、確かに高齢化率が高いから、先ほどから言われるバリアフリーとかがあります。

高齢化率が高いということは、移っても住む期間が短い。その後、空いたところへ若い人、あるいは高齢者の方がどんどん入っていくというのが、今の松江の住宅事情ですか。

○（建築住宅課） 団地毎にいろいろです。大輪団地は非常に立地的にも良いですが、今は移っていただいた方でいっぱいですので、今後出られたら次は新規入居ということになります。若い方が多いとか高齢者が多いというのはわかりかねます。

○（委員） 大輪町は確かに立地条件が良いから、部屋が空けばまた次の方が入ると思いますが、現地で質問したのですが、湊北台は高台にあり、行くまでの道路が非常に急勾配ということで、どちらかというとなりが薄いというふうに理解しています。

8階建ての立派な住宅ができて、相当近い将来、空き部屋が増えたとなれば費用対効果以前の問題で、今度は空き室があって苦慮することがないように部屋のつくり方の工夫とか、道路の向かい側にある分譲住宅（個人の家）に対して、工事の際に震動等を相当考慮しなければいけない（8階建ての構造物をする基礎が相当大きくなると思います）こと、その2点、今後の空き部屋対策、それから工法的なことを御検討いただきたいと思います。

○（会長）いかがですか。どうぞ。

○（建築住宅課）確かにおっしゃるように、湊北台は高いところにありますので、車をもつておられない、運転できない高齢の方には非常に厳しいところになると思います。そういった方にはなるべく今回つくった大輪のような住宅に新規入居していただき、車を持っておられる若い世代にはそういったところに入っていただいて、すみ分けができていければ一番良いと思っています。

また、湊北台は島根県初めての大規模団地であり、基礎も大分劣化が進んでいますので、工事については湊北台自治会とも意見交換会を重ねており、当然、粉塵や震動の関係もきちんとするようにとご意見、ご注意をいただいていますので、それに注意して計画、工事を進めてまいりたいと思います。

○（会長）他の委員、どうでしょうか。ありませんか…。どうぞ。

○（委員）先ほどから出ている自然エネルギーのことですが、確かに外灯ぐらいしかないこともあります。現地でも、例えば雨水の利用とか、いろんな方策があるのではないかとご質問をしましたが、確かに今までの視点、物差しではそういった方法しかないかもしれせん。

例えば県の企業局と組んでいただくとか、民間と一緒にすることでもっとできることもあると思います。例えば、電気代の削減や水道代の削減は、公営住宅だからできない部分もありますけど、視点を変えると、公営住宅だからこそそれを県民に見せていくということもできると思います。

先ほどから温暖化のお話がありますが、やはり化石燃料を使わない、自然エネルギーにシフトしていくこと以外、それを回避することはできないので、既存の物差しではない物差しの視点で、少し今後進めていただけると良いというふうに思います。

○（会長）どうでしょうか。

○（建築住宅課）公営住宅だからなかなかできない制約はありますがけれども、言われるように空いた敷地の活用とか、そこに例えば企業局の風力とか太陽光とかができるか、今ま

で検討しておりませんので、今後深く考えてできないか検討していきたいと思
います。

○（会長）最後に、知事意見具申というところで、今後言っておこうと思
います。他に
意見はありませんか。

では、県の方針、継続ですけれども、委員会としても継続でよろしいで
しょうか。

〔一同同意〕

では、継続ということをお願いします。

【その他地区の具申案審議】

○（会長）最後に、詳細審議を行わなかった箇所があります。第1回委員
会で皆さんに諮り、市山工区は詳細審議をしないでおこうということになり
ました。この工区は進捗率91.1%で、完成予定年度が令和3年度になっ
ていて、今後の工事も本当に少ないこと
になりますので、事業も粛々とやっていただくことに話し合っ
て決めました。詳細には見て
いませんが、他の調査箇所と同じような基準と方針で適切な事業を
執行されていると判断
して、継続としたいと考えています。委員の皆さん、ご質問、ご
意見がありましたらお願
いします。後で気になるということになりましたら、フォローアップ
ということ
でこの委員会で審議することもできます。今回はそのまま継続と
したいと思
います。よろしいで
しょうか。

〔一同同意〕

では、継続とします。

以上で全箇所の方針を決定しました。この結論をもとに意見具申を
することになります。

では、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）次回の第5回委員会は10月25日に開催することと
して
います。この中
では、知事への意見具申の審議をお願いしたいと思
います。

各委員におかれましては、担当箇所の意見具申（案）について、10
月9日
までのと
ころで事務局へ提出をお願いしたいと思
います。提出は今までどおり、メールの方がよ
ろしいかと思
います。その後、事務局が取りまとめまして、会長に16日を目途
にお送りさ
せていただきます。会長におかれては、23日頃までに総括意見
の方を書い
ていただき、事務局に提出していただきたいと思
います。

○（会長）それでは、事務局は各委員から提出された全箇所、
取りまと
めて会長と委員全

員に送ってください。会長はそれをベースに総括意見を書こうと思います。

以上で、今日予定していた議事は終了しました。事務局の方からその他何かありますか。

○（事務局）ありません。

○（会長）それでは、マイクをお返します。よろしくお願いします。

○（事務局）会長、委員の皆様、長時間にわたり熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。委員の皆様方には、先ほどもございました意見具申（案）の提出をよろしくお願い致します。

また、改めて申し上げますが、第5回再評価委員会は10月25日金曜日に同じくここの職員会館健康教育室で行います。

これを持ちまして、第4回の公共事業再評価委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

4. 閉会

以 上